

議案第155号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料3-2 会計年度任用職員の給与制度の補足(会計年度任用職員(日額、時間額)について)

1 現行

(1) 給料

日額で給料を定める職員については、現行の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）に定める額を給料として支給。

時間額で給料を定める職員については、規則に定める額を時間当たりに割り戻した額に、一定の調整率を乗じて得た額を給料として支給。

(2) 期末手当

ア 支給条件

日額で基本報酬を定める職員のうち、週の勤務時間が正規職員の4分の3を超える場合に、支給日時点に在職する等の一定の条件を満たすものに対し支給。

イ 支給額

基本報酬に現行の規則に定める日数（最大31日）を乗じて得た額を支給。

2 会計年度任用職員(日額、時間額)へ移行後(令和2年度(2020年度)以降)

(1) 基本報酬（時間額で基本報酬を定める職員に係る調整率については規則規定事項）

日額で基本報酬を定める職員については、現行と同様の条例別表第7の日額報酬表を適用。

時間額で基本報酬を定める職員については、条例別表第7に定める報酬額を時間当たりに割り戻した額に、一定の調整率を乗じて得た額を基本報酬として支給。

(2) 期末手当

令和2年度（2020年度）については、現行どおり。（支給日数については規則規定事項）

令和3年度（2021年度）以降については、以下のとおり。

ア 支給条件（対象者の詳細については規則規定事項）

全職員のうち、支給日時点に在職する等の現行と同様の一定の条件を満たすものに対し支給。

イ 支給額（支給月数については1.3を上限として規則規定事項）

月平均支給額×1.3月（1円未満四捨五入）

$$\text{月平均支給額} = \frac{\text{日額} \times \text{基準期間における勤務日数の計}}{6\text{月}} \quad (1\text{円未満四捨五入})$$

※ 月平均支給額に時間外勤務分は含まない。

※ フルタイム相当の勤務をする職員に係る支給額との均衡を考慮し、日額で基本報酬を定める職員のうち、週の勤務時間が正規職員の4分の3以下の職員及び時間額で基本報酬を定める職員については、期間率として、規則で定める率を上記に乗じて得た額を支給。

※ 時間額で基本報酬を定める場合の算定方法は、上記の式において、日額を時間額に、日数を時間数に読み替える。